

平成 19 年 9 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 19 年 9 月 11 日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会 環境厚生常任委員会]

平成19年9月11日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 委員会行政視察について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
”	藤 井 雅 之 議員	”	恵 田 久 美 子 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	環 境 課 長	蜷 川 二 三 雄
人権・同和政策課長	津 田 秀 司	福 祉 課 長	新 納 照 文
すこやか長寿課長	木 村 和 美	国保年金課長	木 村 裕 子
子育て支援課長	和 田 敏 信	保健センター所長	木 村 努
市民課市民係長	原 野 敏 彦		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） ただ今から、環境厚生常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は、条例の改正1件、補正予算3件です。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 議案第77号太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正新旧対照表37ページをご参照ください。

左側が現行でございます。右側が改正案でございます。改正をいたしますところはすべてアンダーラインが付されております。

それでは、印鑑登録の制限、第5条「(名については、漢字、ひらがな又はカタカナに変えられているものを除く。)」この文につきましては実態に条文を合わせた関係上、削除しております。

第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第1項第1号「届け出」につきましては文言の整理をしております。第12条第1項第3号「登録者が禁治産の宣告を受けたとき。」これを「登録者が後見開始の審判を受けたとき。」と改正しております。これは民法の改正時に改正漏れでございました。

よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 第12条第1項第3号中の「禁治産の宣告」が「後見開始の審判」に変わると言うことですが、意味がよく分からないのですが、具体的に説明をいただけませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長

○市民生活部長（関岡 勉） これは、平成12年の4月に民法の改正が行われまして、禁治産という呼び名が廃止されまして、後見という言葉になっています。それが改正漏れで、禁治産という言葉を使っておりましたので、後見開始の審判という言葉に今回改めるものでございます。

本来であれば、民法改正に合わせまして、この部分については印鑑改正の部分も改正が必要でありましたが、その分が漏れていましたので、今回改正するものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） その説明は、分かっているのですが、言葉の法律上の問題ですけど、禁治産という言葉はないのですか。そういう呼称は。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長

○市民生活部長（関岡 勉） 今、禁治産という言葉はありません。

（安部啓治委員「無いのですね。」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 後見人制度が発足したときに本来変えなければならなかったものを今回改正するという解釈でよろしいのですね。

○市民生活部長（関岡 勉） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第 77 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手でございます。

したがって、議案第 77 号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 議案第 78 号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第 2、議案第 78 号「平成 19 年度太宰府市一般会計補正予算（第 2 号）」の当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

それでは、補正予算書16ページをお開きください。

16ページ、17ページの3款民生費、1項社会福祉費、8目について、執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 3款1項の後期高齢者医療関係費の賃金、事務補助員46万5千円を計上させていただいています。これにつきましては、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の準備に伴います臨時職員の賃金として10月から3月までの6か月分を計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 同じく、16ページから19ページの2項児童福祉費について、2目から順に執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 児童手当についてご説明申しあげます。

児童手当7,835万円の増額でございますが、児童手当法の改正によりますもので、対象者そのものは小学校終了前まで、いわゆる小学校6年生までの対象でございますけれども、第1子、第2子5千円。第3子以降は月1万円だったものを今年の4月から3歳の誕生月までの額を一律月1万円に拡充されたことに伴います補正でございます。

歳入が関連いたします。10、11ページでございます。一番下の国庫支出金のところでございます。「被用者児童手当負担金」から「特例給付児童手当負担金」まであげていますが、これが、それぞれの負担割合に応じた歳入を計上しているところでございます。

続きまして12、13ページ上から2段目でございます。15款県支出金、1項県負担金に2項目ございます。被用者児童手当負担金と非被用者児童手当負担金、これも同様に負担割合に応じた歳入を計上しているところでございます。

歳出に戻ります。3目保育所費、賃金でございますけれども、791万7千円の増額をお願いするものです。正規職員が3名、育児休暇、病気休暇、介護休暇でほぼ1年にわたりまして休むことになりましたこと、また、当初予定していました児童数が変動しましたことと併せまして今後の児童数の増加が見込まれますことから増員を行う必要があるということで計上させていただいております。

歳入が関連いたします。10、11ページでございます。12款2項2目の民生費負担金の保育所保育料現年分でございますけれども、児童増にともないます保育料の収入を214万7千円見込みましてここに計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明を終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） まず、先ほど説明がありました、児童手当の扶助費の件ですけれども、17ページの方を見ますと被用者児童手当、非被用者児童手当、特例給付児童手当と3項目あがってきていますが、これの違いと基準を教えてくださいませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 児童手当は当初の3歳未満の支給から就学前、3年生まで、そして6年生までと変遷しておりまして、この中の被用者児童手当というのが、いわゆる社会保険等就労されている方が対象です。それから非被用者児童手当というのは、国民年金の対象の方、それから特例給付児童手当というのは、サラリーマンの人で、所得制限によって児童手当の支給対象にならない人に対して特例として所得が一定額未満の人については10分の10給付するということでありまして、今回この3項目ということでございます。

○委員長（中林宗樹委員） いいですか。

（藤井雅之委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑ありませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 今の追加でお聞きしたいのですが、その3例の中で、支給基準に差はあるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） これはあくまでも、所得の制限だけです。これは毎年所得が変わりますので、そこだけが変わるだけで、他に制限はございません。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 3款2項3目の保育所費ですが、先ほどの説明ですと正規の職員が3名お休みになるということですが、臨時の保育士を雇うと思いますが、人数は同じく3名でしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 実は、4月当初から2名休んでいまして、6月からまた1名休んでいるかたちになっていまして、すでに臨時職員で手立てはとらせていただいています。

○委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。3名休むということで、それに対して何名の対処をされるかという質問ですが。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 正規職員の休みに伴うものが3名ですけど、あと、先ほどご説明しましたように、児童増ということが実はありまして、合わせて臨時職員は6名の増加を今回お願いするものでございます。

（不老光幸委員「分かりました。」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、18ページ、19ページの4款衛生費、1項保健衛生費について3目母子保健費の健康教育相談関係費について、執行部から補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） これは賃金でお願いしているところでございますけれども、現在、正職員が一人病気休暇で休んでおりまして9月までは総務課の予備費で支出しておりましたが、長引きそうですので、10月から3か月分、8,300円の121日分の100万5千円をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明を終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で歳出を終わります。

○委員長（中林宗樹委員） 次に、10ページから13ページの歳入に入ります。

先ほどの歳出審査の中で説明していただきました項目以外で補足説明がありましたらお願いしますが、質疑については、歳入すべての補足説明終了後に行います。

それでは、まず、10ページ、11ページの12款分担金及び負担金について、歳出に関連していない項目がありましたら、補足説明をお願いします。

（補足説明なし）

○委員長（中林宗樹委員） 14款国庫支出金、1項国庫負担金について、歳出に関連していない項目がありましたら、補足説明をお願いします。

（補足説明なし）

○委員長（中林宗樹委員） 同じく、14款、2項国庫補助金について、歳出に関連していない項目がありましたら、補足説明をお願いします。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 14款国庫支出金、2項、1目の民生費国庫補助金ですが、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金の536万6千円です。これは、新しい制度ができますので、電算システムの創設に対する国庫補助金となっております。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 次に、15款県支出金、1項県負担金について、歳出に関連していない項目がありましたら、補足説明をお願いします。

（補足説明なし）

○委員長（中林宗樹委員） 次に、18款繰入金、2項特別会計繰入金については、歳出に関連し

ていないため、執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 特別会計繰入金の老人保健特別会計繰入金3,785万9千円でございますが、これは、一般会計から老人保健の医療費に対する繰出金がありますが、その分の平成17年度の精算金として一般会計に戻し入れております分です。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、補足説明は終わりました。以上で歳入を終わります。

それでは、歳入歳出その他全般について質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 先ほど、説明がありました特別会計の繰入の件ですが、当初予算を見てもみましたが、見つけられなかったので、財源はどこからきていたのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） すみません、訂正をさせていただきます。先ほど説明しました老人保健特別会計繰入金は、平成17年度分ではなくて平成18年度の精算金になります。

財源と申しますと。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 特別会計の繰入の財源です。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 後ほど老人保健特別会計補正予算のところでも説明させていただきますが、少し先になります。30ページ、31ページを見ていただけますでしょうか。これは、老人保健特別会計補正予算のところなんです。4款繰出金、これが一般会計へ精算して戻しますということで3,785万8千円を支出で組んでおります。この分を老人保健特別会計から支出し一般会計に入れるというかたちになっております。

○委員長（中林宗樹委員） いいですか。

（藤井雅之委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 他にございませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 先ほど、職員の方が休まれて、臨時の人を雇うということですが、子育てとか健康のことについては専門的な知識がかなり必要と思われそうですが、そういう資格を持った人がすぐに見つかるのであればいいのですが、そういった専門職の人たちを探すのは大変だと思いますが、その点はどういう配慮をしていますか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） おっしゃられますとおり、専門職の確保は非常に難しゅうございまして、探すのに苦労しております。したがって、人を伝えてとか、これまで雇ったことがある人などにあたりまして、非常にその都度困難を極めているというのが実情でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 今の説明に補足させていただきます。

基本的には、専門職の方々につきましても市の登録制度がございますので、そこに登録をなさっている方々、その中からどういう方がいらっしゃるかということでお願いをしていくこととなりますけれども、やはり年度途中以上を過ぎますと、登録なさっていてもそれぞれのところ就職なさったりしておりますので、そういうところが人材不足になりますので、その後のことを今課長が申し述べました。ということで、いろんなところ、各課等に情報発信、情報収集しながらお願いをしているところでございます。

基本は登録制度になっておりますので、まずそこからでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第78号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

それでは、補正予算書24ページから31ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回の補正では、9,485万5千円を追加して予算総額を59億7,218万6千円とさせていただいております。30ページ、31ページをお願いいたします。

まず歳出の方からですが、2款の医療費これを3,841万3千円補正させていただいております。これは医療費が伸びたということより、繰越金の調整として歳出歳入のバランスを取るために医療費として計上させていただいております。

次に、4款の諸支出金。償還金ですが、これは社会保険診療報酬支払基金から医療費に対して交付を受けておりますけれどもこれも平成18年度の精算分として返還しております。その金額が1,858万4千円。これを社会保険診療報酬支払基金にお返しするということになります。

次に4款の一般会計繰出金。これは先ほどご説明しましたとおり一般会計からの繰り入れを平成18年度の精算分として3,785万8千円お返しするということで、歳出に計上させていただきます。

次に歳入ですが、平成18年度からの繰越金として9,485万5千円を歳入として計上させていただきます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手でございます。

したがって、議案第79号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第4、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書32ページから43ページにおける主な内容について執行部の補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 40ページ、41ページを確認いただきたいと思います。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,186万3千円を追加しまして予算総額を3億5,325万4千円とするものでございます。

まず、歳出の1款1項1目庶務関係費の23節償還金利子及び割引料でございますけども、これは地域支援事業支援交付金の返還金220万5千円でございますけれども、平成18年度の介護予防事業が平成19年5月に確定いたしましたので、返還金が生じたことによりまして、社会保険診療報酬支払基金の方に精算返納するものでございます。

次に、2款の保険給付費1項介護サービス等諸費ならびに2款の2項介護予防サービス等諸費これにつきましては、それぞれ関係がありますので、一括してご説明いたします。

まず介護給付それから予防給付に係わる給付費につきましては、平成19年度決算見込みに対する予算の組み替えを行っております。

次に42ページ、43ページをご確認いただきたいと思います。

介護保険費の準備基金でございますが、これにつきましては余剰金を介護給付費の支払準備基金として積み立てるものでございます。金額は2,965万8千円になっております。

続きまして38ページ、39ページでございますが、まず、支払基金交付金いわゆる介護給付費の交付金600万9千円でございますが、過年度分の介護給付費の交付金で社会保険診療報酬支払基金の方から入ってくるようになっております。

それから、繰越金でございますが、これにつきましては、平成18年度からの繰越金で2,585万4千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 一点はですね、2款の福祉用具の購入費ですけれども、これは何を購入されたのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） これにつきましては、福祉用具につきましては、お風呂の椅子とか諸々ですね。そういう用具を購入された費用でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 社会福祉協議会で保管しているのですか。保管状況を教えてください。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） そうではなくて、保健事業費の中の給付費事業でございますから、社会福祉協議会とは別でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 商品は貸出しして在庫とかいうのは無いのですか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） これは、ご本人さんが必要な用具を買われて、事業者から市の

方に請求があります。

(安部啓治委員「貸出しとは別なんですね。」と呼ぶ)

これは、購入です。

○委員長(中林宗樹委員) 安部啓治委員。

○委員(安部啓治委員) もう一点いいですか。

介護サービスと介護予防サービスの中で、住宅改修費がそれぞれあるのですが、これは上限額はどちらも同じだったでしょうか。

○委員長(中林宗樹委員) すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) まず、介護給付費につきましては、支給の限度額が20万円となっています。当然1割は被保険者の負担ということです。それから予防介護も同じく20万円で被保険者が1割負担です。

○委員長(中林宗樹委員) 安部啓治委員。

○委員(安部啓治委員) 30万円という数字は無かったですか。

○委員長(中林宗樹委員) すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) それは、一般会計の方でいう「すみよか事業」です。

これは、介護保険の事業です。

(安部啓治委員「はい良く分かりました。」と呼ぶ)

○委員長(中林宗樹委員) 藤井雅之委員。

○委員(藤井雅之委員) 安部啓治委員が質問したところに関連しますけれども、2款1項7目の居宅介護福祉用具購入費ですが、これが何件あったのかということと、8目の居宅介護住宅改修費も何件申請があつて支給されているのか教えていただけませんか。

○委員長(中林宗樹委員) すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) 今、件数の資料は持ち合わせておりませんが、金額で言いますと、本年度4月から居宅介護福祉用具購入費ですが、4月が391,698円、5月も332,000円程度、6月も三十何万、7月、8月も37万、38万ですね。9月になりますと40万円を予定しております。居宅介護住宅改修費ですが、これにつきましては、4月が1,693,145円支出しております。5月が815,890円、6月が1,588,000円程度、7月も140万円、8月も1,449,000円程度、9月も149万円、10月以降は3月まで150万から170万円程度を見込んでおります。そういったかたちで事業費は推移しております。

○委員長(中林宗樹委員) 藤井雅之委員。

○委員(藤井雅之委員) 別のところですが、2款2項の介護予防サービス等のところですが、国や県から補助金は無いのでしょうか。

○委員長(中林宗樹委員) すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) 当然、国の補助はございます。

介護給付費につきましては、国からと県と市とそれから40歳以上の被保険者の分の公費が

5割で、国が20%と調整交付金が5%入ってますので25%、県が12.5%、市が12.5%を負担するようになってます。それから被保険者のうち40歳から64歳の方につきましては2号被保険者で、先ほどの社会保険診療報酬支払基金から入ってくる分ですがこれが31%それから65歳以上の方は1号被保険者と言っておりますが、19%の保険料の負担になっております。

それと、今回の補正額の財源のところ、内訳は載せておりませんが、予算の組み替えというかたちで最終的に平成19年度は翌年度精算になりますので、平成20年度決算で出たときに財源も確定しますので、還付するべきものがあれば還付しますし、追加給付があれば追加しますし、今回9月での上程ですが12月もまたお願いするかたちになります。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 2款1項1目の居宅介護サービス給付費ですが、補正で1,400万あまり減らしていますが、これは、それだけ費用がいらなかったということですか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） はい、そうです。

今の推移から言いますと、残額が出るということで今回2款1項の部分の介護サービス等諸費と2項の介護予防サービス等諸費で予算の組み替えをさせていただいております。

当初予算では、10億4,344万3千円で、今現在見込んでいますのが、9億7,500万円程度で見込んでおります。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 安部 陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 以前から気にしているのが、居宅介護住宅改修費です。

申し込みがあったときそれから、完了届けと両方あるわけですね。まちづくり技術開発課との連携になると思いますが、審査があって、現場を見たりすると思いますが、すこやか長寿課とまちづくり技術開発課と一緒にって見に行かれるのですか。

それと完了届けと両方がどういうふうなシステムになっているのか説明してください。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 平成18年度の法改正前は、事後ということで、ケアプランを立てていただいて申請者が直接、住宅会社に付けて最終的に書類の審査で請求書が上がってきたのですが、現在は事前に確認をとるようになっています。事前申請になっています。そういうことで上がってきましたら市で書類のチェックをしまして現場に行きます。今委員がご指摘のとおり完了すれば完了の確認もしております。また、当課の方には技師がおりませんので、まちづくり技術開発課の技師も一緒に行っていただいて検査をしております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部 陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 10月1日から機構改革があるでしょ。その場合は今までどおり技師は福祉の方には来ないのですか。

○委員長（中林宗樹委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 人事につきましては、私の方から何とも言えませんが、ただ技術者が来なければ当然、従前同様そういった協力をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はございませんか。  
（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第 80 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
（全員挙手）

全員挙手でございます。  
したがって、議案第 80 号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前 10 時 42 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 委員会行政視察について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第 5、「委員会行政視察について」を議題とします。

行政視察の実施につきましては前回の委員会協議会にて委員の皆さんと協議し、調査項目、候補地及び実施日を予定していました。

おはかりします。

実施日につきましては、前回予定していました 11 月 6 日から 7 日にかけての日程を、調整がつかせませんでしたので、1 日前倒ししまして、11 月 5 日から 6 日に実施したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認めます。

よって、平成 19 年度環境厚生常任委員会は、11 月 5 日より 11 月 6 日の日程で実施するものとします。

それでは、お手元に配付しています行政視察の資料についてご説明いたします。

日程につきましては、先ほどのとおり、11 月 5 日から翌 6 日までの一泊二日となります。

視察先につきましては、今回の調査目的である「介護予防施策」の先進地である栃木県大田原市及び東京都稲城市を選定しまして、行政視察の受け入れの依頼をしまして、快くお引き受けいただきました。

1 日目の大田原市につきましては、「介護予防普及啓発事業」の施策内容を視察いたしま

す。その中でも特徴的な、体力増進と健康維持機能を併せて設計されています都市公園「しんとみりフレッシュパーク」の現地視察も行います。

また、2日目の稲城市につきましては、平成16年度から18年度にかけて東京都の「介護予防推進モデル地区」に指定されました事業の内容、成果及び今後の課題について視察いたします。

尚、詳細な日程及び宿泊先等は、後日、最終決定しましたところで委員の皆さんに配付いたします。

報告書の作成委員選任等もありますので、この後の委員会協議会にて行うこととします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○委員長（中林宗樹委員）** 以上で、当委員会に審査付託されました日程第1から日程第4までの案件の審査及び日程第5について、全て終了しました。

ここでおはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから、次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中林宗樹委員）** 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 11 月 30 日

環境厚生常任委員会 委員長_____